

元気なら組み込みシステム技術者交流会 (GENET コミュニティ) 会則

第1条 会の名称

本会は「元気なら組み込みシステム技術者交流会」(略称 GENET コミュニティ)と称する。

第2条 目的

本会は、元気なら組み込みシステム技術者養成コースに参加の企業・技術者、および、賛同者が情報や技術などを交流し、結合することで組み込みシステム技術の向上を図り、他に真似のできない技術を蓄積し、製品あるいは生産工程に応用することで自社の経営力を強化するとともに、地域の活性化、ひいては、ものづくり日本の復権に寄与することを目的とする。

第3条 事業内容

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 会員企業・技術者の発表・工場見学・研究会等を通じて、会員同士の持つ異なる情報の交流連携を行い、会員企業或いは会員技術者が抱える問題についての意見交換を行う。
2. 会員企業・技術者が抱える組み込みシステムの技術的課題や環境変化への共同対応の場として、研修、技術相談や共同開発を推進する。
3. 他の異業種や産学交流グループとの交流を行うことや、海外含めた展示会に参加し、組み込みシステム技術のみならず、マーケティング、人材育成等々の諸情報を収集・共有する。

第4条 会員

1. 本会は、原則として元気なら組み込みシステム技術者養成コース参加企業および奈良県、大阪府八尾市、大阪府東大阪市、京都府南部など京阪奈地区の中小企業で、本会の趣旨に賛同する企業を正会員とする。
2. 本会を賛助する企業を賛助会員とすることができる。
3. 本会の趣旨に賛同する個人を個人会員とすることができる。
4. 途中入会は、役員会で承認するものとする。

第5条 役員

本会は、次の役員をおく。

1. 代表幹事 1名
2. 副代表幹事 1名
3. 幹事 若干名
4. 会計幹事 1名
5. 会計監査 1名

第6条 役員を選出

本会の役員は、正会員の中から総会において選出し、代表幹事、副代表幹事、幹事、会計幹事、会計監査を役員の中から互選する。

第7条 役員任期

本会の役員任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

第8条 顧問・助言者

本会は、若干名の顧問又は助言者をおくことができる。

第9条 総会

1. 総会は、定期総会と臨時総会とし、定期総会は毎年4月中に代表幹事がこれを召集する。
2. 臨時総会の必要があるときは、役員会の決議を経て代表幹事がこれを召集する。

第10条 総会の議決

総会での決議に当たっては正会員の半数以上が出席し、出席正会員の過半数で決するものとする。可否同数の時は、議長がこれを決する。

第11条 分科会

本会の事業を円滑に運営するため、必要に応じて分科会を設ける事が出来る。

第12条 役員会

1. 役員会は、代表幹事、副代表幹事、及び幹事をもって構成し、代表幹事が召集する。
2. 本会の分科会の代表はこれに出席することが出来る。

第13条 事業年度

本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第14条 会費

1. 本会の会費は、参加会員企業毎に年額10,000円とする。個人会員は無料とする。
2. 途中退会については、納入済み会費は返却しないものとする。

第15条 その他

この規約に定めるものの他、必要な事項については役員会でこれを定める。